

## 田村大臣閣議後記者会見

### 派遣法関連抜粋

(H26.3.11 (火) 9:37 ~ 9:47 ぶら下がり)

厚労省【広報室】

#### 《質疑》

(記者)

労働者派遣法の改正についてですが、大臣は今国会の中で待遇改善・キャリアアップにつながるものだとおっしゃってました。改めてですね、改正のねらいと今後一体どうやって、どうして労働者の待遇改善になるのか、一言いただければと思います。

(大臣)

今般ですね、3年という期間制限の中で、その後雇用安定措置ということですね、一つは派遣先への直接雇用の依頼、それから派遣元との無期雇用の契約というのも入っておりますし、併せて次の職場、これは派遣でありますけれども、こういうものも確保していくと。更にその他というところでですね、これは紹介予定派遣も含めていろんな措置を講ずるということで、これは義務でありますので3年で終わりということではな

くてその後のこともしっかりと派遣元の会社に義務を負っていただく。同時にですね、やはり例えば計画的な教育訓練でありますとか、それからキャリア・コンサルティングといたしますか、アドバイスをしっかりやる。本人がどういうものを望んでいて、どのような形でこれから働いていきたいかというようなことをしっかりとアドバイスしていくということでありまして、そういうキャリア・コンサルティングも含めたことをですね、派遣元にしっかりと責任を持ってもらうという文言も入れさせていただきました。一方で、派遣先に対しましてもですね、福利厚生でありますとか、それから教育訓練でありますとか、これは配慮をしてくれということでもありますけれども、配慮をしていただくというような中においてそういうようなことも入れさせていただいたわけでありまして、いずれにいたしましても今般は派遣会社に関しましても届出制というものをやめて許可制一本にしていくということですので、派遣会社も労働者の方々ですね、やはりキャリア形成に一定の責任を持っていただけるような、そういうような体制を我々としてもですね、許可制の中において組むわけでありまして、そのような種々の対応の中においてですね、労働者の方々がキャリアアップを図っていただけるような、他にもキャリアアップのためのいろんな助成金もありますから、そういうものも含めてですね、今般の法改正のねらいということで法案を提出させていただいたわけでありまして。